

BANK The 定期預金規定

1. (預金の預入れ)

この預金は、当行所定の手続に従い、当行のBANK（BANK支店を含む、当行において支店名称に「BANK」が付く全ての支店を総称し、そのうちお客さまが預金口座を保有する支店を以下「当店」といいます。）にて口座を開設し、当行本支店の窓口、あおぞらインターネットバンキングを利用して預け入れをする場合に、お取扱いいたします。この預金については、通帳・証書等は発行されません。

2. (預金の支払時期・方法)

(1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 特約によりこの預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金は、満期日にあらかじめ指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金するものとします。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記 5. の方法により支払います。

3. (現金および証券類の受入れの禁止)

(1) この預金については、当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での現金による預入はできません。

(2) この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および当初預け入れ時における約定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって預入日の6か月後・1年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の2年後・3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を後記 5. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率によって預入日の6か月後・1年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の2年後・3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金を後記 5. (2)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率および方法によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続等)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

- (2)この預金の預金者につき相続の開始があった場合には、満期日前であっても解約手続をとらせていただきます。(3)この預金は、満期日より前の当行所定の期間内であれば、当行所定のサービスの利用により、その満期時の取扱い（ただし、当行所定のものに限り。）を当行で別に定めるところに従い変更すること（以下、後記(3)において「満期取扱区分変更」といいます。）ができます。
- (4)この預金の解約、書替継続等に関し、前記 2. (2)に定める満期日自動解約および前記(3)の満期取扱区分変更以外の方法によりお取扱い（前記 4. (3)に定める満期日前の解約を含みます。）するときは、あおぞらホームコール（当行所定のウェブサイト等に掲示されている各種お問い合わせ・ご相談などの専用フリーダイヤル）に電話にてご連絡の上、当行が別途指定する場合を除き、当行より送付される払戻請求書その他当行所定の書類に署名して、かつ、「印鑑レス取引」（当行の「BANK取引規定」4. に定めるところによる。）に関する、当行の「BANK取引規定 4.」の定めに従った手続を取って、当店に提出してください。この預金を当行本支店の窓口に来店し、満期日前に解約するときは、払戻請求書その他当行所定の書類に署名して、かつ、「印鑑レス取引」（当行の「BANK取引規定」4. に定めるところによる。）に関する、当行の「BANK取引規定」4. の定めに従ったお手続を取らせていただきます。ただし、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。なお、取扱いの内容によっては、当行所定の本人確認の手続が必要な場合があります。また、この預金をあおぞらインターネットバンキングの利用により満期日前に解約するときは、お客さまご自身が画面より当行所定の方法および操作手順に基づいて、お手続きを行ってください。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行が別途指定する方法により、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
- ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の6か月後・1年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の2年後・3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算するものとし、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率

を適用し、単利の方法で計算するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の「BANK取引規定」「あおぞらインターネットバンキング規定」等関連する規定により取扱います。

8. (規定の変更等)

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

9. (準拠法・管轄)

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

実施日：2023年8月1日